



信金中央金庫
SHINKIN CENTRAL BANK

地域・中小企業研究所
ニュース&トピックス
(2016. 11. 2)

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048
URL <http://www.scbri.jp> e-mail : s1000790@FaceToFace.ne.jp

平成 28 事務年度 金融行政方針について

たかむれ さだよし
高牟礼 貞宜

ポイント

- 10月21日、「平成28事務年度金融行政方針」が公表された。
- 内容は、平成27事務年度中に逐次公表されてきた行政の進捗や問題意識等を反映しており、PDCAサイクルに沿ったものとなった。
- 金融仲介機能の改善に関しては、「日本型金融排除」が生じていないか検証するために、審査基準・プロセスや、担保・保証への依存度、抜本的事業再生への取組みについて、踏み込んだ実態把握を行うこと、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用した金融機関との対話や、その開示を通じた競争の促進を図ることなどが示された。
- 検査・監督のあり方については、従来のルール重視の事後チェック型行政を脱し、形式から実質、過去から将来、部分から全体に重点を置く方向性が示された。

すべての信用金庫に関係の深い「金融仲介機能の改善」と「検査・監督」に関する2つの章に絞って要点をまとめた。

10月21日、金融庁が金融行政において何を指すかを明確にし、その実現に向けた年度中の方針を示した「平成28事務年度金融行政方針」(以下、「28年度方針」という)が公表された。

28年度方針は、「平成27事務年度金融行政方針」において示されたとおり、PDCAサイクルが意識されており、9月15日に公表された「金融レポート」をはじめ、平成27事務年度中の検証結果や問題意識が織り込まれたものとなった。

「金融仲介の改善に向けた検討会議」、「金融モニタリング有識者会議」など行政の進捗等は、逐次公表されていることから、内容について驚きはないが、それらを取りまとめ、当事務年度の施策として正式に方向性が示されたものである。

1. 金融仲介機能の改善

金融仲介機能の改善に関する部分は「IV. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等」に示されている(図表1)。

量的拡大を志向するビジネスモデルが限界を迎えつつある中、金融機関が各自の創意に基づき顧客本位のサービスを提供して顧客とのWin-Winの関係を築く「共通価値の創造」を持続可能なビジネスモデルの有力な選択肢であると、そのために、①担保や保証が十分でないがゆえに与信が制限される「日本型金融排除」が生じていないか踏み込んだ実態把握を行うこと、②「金融仲介機能のベンチマーク」を活用した金融機関との対話や優良な取組みの公表を行うこと、③ベンチマークの積極的開示

を促進することなどが盛り込まれた。

また、金融システムの健全性維持の観点から、低金利環境ゆえの外貨建て資産、長期債への投資や不動産向け与信の増加等、各種リスクテイクのあり方について検証することなども盛り込まれた。

2. 新しい検査・監督の方向性

検査・監督のあり方については「II. 金融当局・金融行政運営の変革」に示されている(図表2)。

従来の金融検査マニュアルを中心とした「ルール重視の事後チェック型行政」が、不良債権問題の克服や利用者保護のための最低基準(ミニマム・スタンダード)の徹底に貢献したことは評価しつつ、これを機械的に継続することが及ぼす副作用も認め、新たな方向性を示した。

環境や課題が激変する中、金融当局が画一的な解決策を示すことはできない。そこで、金融機関自身による主体的で多様な創意工夫を促す対話といった手法を活用し、事後チェック型行政を脱し、「形式から実質」、「過去から将来」、「部分から全体」に重点を置くというものである。

検査・監督のあり方については、2016年8月に設置された「金融モニタリング有識者会議」で議論が行われているところであり、今後、整理・とりまとめが行われる予定である。

政策の方向性について、一言で言えば、「金融機関が自らの創意により独自の持続可能なビジネスモデルを確立し、その顧客本位の取組みについて情報開示することにより、顧客が主

体的に金融機関を選択できるようにすること。また、その情報開示を通じて、良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を促すこと」ということで、行政手法としては護送船団方式の対極に至りつつあると言えそうだ。


これらの方針については、まずは地方銀行を念頭に検討が進められてきた模様で、信用金庫が、何を、いつまでに、どの程度まで求められるのか、不明な点も多いが、他業態に対して求

められるのであれば、その競争は否応なく信用金庫にも及ぶだろう。


しかしながら、これらへの対応を求めているのは金融庁ではなく、変化する社会環境であるという点に目を向ければ、金融行政方針への対応として何を行うか、といった考え方を脱し、今一度自らの存在意義を見つめなおし、磨きをかける契機と捉えるべきだろう。

以上

(図表 1) 金融仲介機能の改善にかかる問題意識と重点施策

問題意識	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の経営環境は大きく変化。単に量的拡大競争を志向するようなビジネスモデルは限界に。より安定的な収益基盤の構築が重要 各金融機関が自らのビジネスモデルを検証し、自主的な創意工夫の下で持続可能なビジネスモデルを構築することが必要 単一のベスト・プラクティスはないが、金融機関が顧客本位のサービスを提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成を助けることで、金融機関自身も安定した顧客基盤と収益を確保する「共通価値の創造」は一つの有力な選択肢
具体的重点施策	<p style="text-align: center;"></p> <p>(1) 金融機関の取組みについての実態把握 十分な担保・保証や信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンス逃している「日本型金融排除」が生じていないか、金融機関と企業の双方からヒアリング等を通じて実態を把握する。 【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 与信判断における審査基準・プロセス、担保・保証への依存の程度（事業性評価の結果に基づく融資ができていないか） 貸付条件変更先等の抜本的事業再生等を必要とする先に対する、コンサルティングや事業再生支援等による価値向上に向けた取組み <p>(2) 金融仲介の質の向上に向けての金融機関との深度ある対話 上記(1)の実態把握や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、ガバナンスの状況、事業戦略・計画、支店のノルマ、業績目標・評価、人材育成、融資審査態勢等を含め、金融機関との間で深度ある対話を進める。</p> <p>(3) 開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現 金融機関が「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標や「経営者保証に関するガイドライン」とその活用状況を顧客に積極的に開示するよう促すとともに、金融機関の優れた取組みを公表・表彰する。 また、これらにより良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争を促進する。</p>

(図表 2) 新しい検査・監督の方向性

<p>【ルール重視の事後チェック型行政の弊害】</p> <ul style="list-style-type: none"> 借り手の事業内容ではなく、担保・保証の有無といった形式の重視 将来の持続可能性より過去のバランスシートの健全性への集中 金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクの議論でなく、個別の資産査定にリソースを投入するといった傾向

<p>【新しい検査・監督の基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> 形式から実質へ 規制の形式的な遵守（ミニマム・スタンダード）のチェックより、実質的に良質な金融サービスの提供（ベスト・プラクティス）に重点を置いたモニタリング 過去から将来へ 過去の一時点の健全性の確認より、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性等に重点を置いたモニタリング 部分から全体へ 特定の個別問題への対応に集中するより、真に重要な問題への対応ができていないか等に重点を置いたモニタリング

※ 現在「金融モニタリング有識者会議」で議論が行われており、今後、整理・とりまとめが行われる。

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。